

漁港区域及び同区域に係る海岸保全区域等内における国有海浜地等の  
国有財産法に基づく管理及び処分に関する事務取扱いについて

〔平成12年4月1日付け12水港第862号  
水産庁長官通知〕

最終改正 令和6年3月27日付け  
5水港第2974号

## 第1 海浜地等の範囲

海浜地等の範囲は、概ね次に掲げるものとし、国有財産法（以下「法」という。）第3条第2項第2号に定めるところにより、国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定されたもの（農林水産省所管国有財産に限る。）とする。

- (1) 海浜地等すなわち砂れき、岩しようその他これに類する自然の状態において自由使用に供されている土地
- (2) 海岸の一部に防潮堤、堤防、道路等が設けられたことに伴い、又は公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「埋立法」という。）の規定による埋立工事がなされたことにより、これらの施設又は埋立区域に接して形成された国有の土地
- (3) 海岸法の規定に基づき設置された海岸保全施設

## 第2 海浜地等の管理及び処分

海浜地等の管理及び処分については、漁港及び漁場の整備等に関する法律及び同法の規定に基づく漁港管理規程又は海岸法の規定によるほか、他の法律に特別の定めがある場合を除き、法及び国有財産法施行令（以下「令」という。）の定めるところによる。

## 第3 海浜地等の所管換え、引継ぎ等

- 1 都道府県知事は、漁港区域等の指定、変更等により当該漁港区域等の内に他の省庁の所管に属する海浜地等があることとなつたときは、法第12条の規定に従い、その所管換えを受けるための手続きをとるものとする。ただし、昭和44年7月31日現在において現に漁港区域等内にある海浜地等で国土交通省所管のものについては、昭和44年8月1日付けをもつて法第12条の規定により国土交通省から農林水産省に所管換えがなされたものとして取り扱うものとする。
- 2 都道府県知事は、漁港区域等の変更、取消し等によりその管理する海浜地等を農林水産省所管公共用財産として存置しておく必要がなくなつたと認めたときは、次の区分に従い処理するものとする。
  - (1) 他の省庁から当該省庁所管の公共用財産として存置する必要があるため所管換への協議を受けたものについては、令第6条第4項の同意を受け、その所管換えを行う。
  - (2) (1)に該当するものを除き、令第6条第4項の同意を受け、用途廃止を行い、普通財産として財務局長に引継ぎを行う。

3 都道府県知事は、海浜地等であつて次に掲げるものは、公共用財産の用途を廃止して財務局長に引継ぐものとする。ただし、漁港及び漁場の整備等に関する法律第 43 条第 1 項の規定により認定された実施計画に基づき実施する漁港施設等活用事業に利用するもの又は位置、立地条件、構造、使用目的等から勘案して公共用財産として存置することが適当と認められるものを除く。

(1) ホテル、旅館、料理店、売店、住宅、事務所、水族館、試験場、倉庫、工場等の建物その他の施設の敷地として宅地の状態において使用するもの

(2) 農耕、塩田等の適地であるもの

(3) 遊技場その他これに類する施設で現況が宅地又は宅地に準ずべき状態においてその用に供しようとし、又は供されているもの

(4) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第 3 条に掲げる漁港施設（公共施設に限る。）及び海岸法第 2 条の海岸保全施設で海岸管理者が管理する施設以外の永久又は半永久工作物の敷地となつているため公共の用に供し得ないもの

(5) 現状において、又は盛土等を行うことにより(1)から(3)までの状態と同様の状態において使用しようとするもの。ただし、埋立法に基づくものを除く。

(6) その他公共用財産として存置する必要がないと認めるもの

4 都道府県知事は、2の(1)の所管換え又は2の(2)若しくは3の引継ぎに当たつては、次により処理するものとする。

(1) 当該海浜地等たる公共用財産が不法に占用されているときは、都道府県知事は、あらかじめ自ら原状回復その他必要な監督処分を行うものとする。

(2) 地積、数量延長は、原則として実測によるものとする。ただし、早急に実測することが困難なものは、見積数量によることができる。

(3) 関係書類は、規則に定めるもののほか、図面（実測図、位置図、配置図等）、第三者への使用許可書等の写、許可をした理由又は経緯を記載した書面とする。

(4) その他法及び令の定めるところによる。

#### 第 4 埋立背後地の取扱い

埋立法第 25 条の規定に基づく公共の用に供する国有地で埋立てに関する工事の施行により不用に帰したもの（以下「埋立背後地」という。）の取扱いについては、別紙「国有財産法施行令第 5 条第 1 項第 4 号による引継不相当財産について（公共用財産関係）」（平成 13 年 5 月 25 日付財理第 1915 号財務省理財局長通知）のとおり令第 5 条第 1 項第 4 号に規定する引継不相当財産として取り扱つているところであるが、その事務に当たつては、次により処理することとする。

(1) 漁港区域等内の農林水産省所管国有財産である埋立背後地に関する事務については、都道府県知事は、当該埋立背後地を処分しうることとなる埋立免許権者と十分連絡調整を図るものとする。

(2) 国有財産事務を処理する部局と埋立免許事務を処理する部局とが異なる都道府県においては、事務処理に当たり十分合議等を行うものとする。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日付け 5 水港第 2974 号）

この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 紙

国有財産法施行令第5条第1項第4号による引継不適当財産について  
(公共用財産関係)

平成13年5月25日付 財理第1915号  
農林水産省大臣官房経理課長あて 財務省理財局長

行政財産(公共用財産)の用途を廃止した場合において、下記に該当するものについては、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第5条第1項第4号による引継不適当財産として処理することとしたので、通知する。

記

- 1 土地改良事業の施行に係る地域に所在する国有の道路等(道路、かんがい排水路、ため池及び堤のほか一般公共の用に供される河川、池沼、泉、悪水溜、遊水池及び潮遊池等を含むものとし、土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条第6項(同法第48条第9項及び第84条において準用する場合を含む。)の規定により、その地区へ編入することにつき、これらの敷地を管理する行政庁の承認を受けたものに限る。)が、土地改良事業の施行により用途廃止された場合において、これらを土地改良法第50条(同法第84条、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区又はその地区内にある土地の所有者に譲与する場合。
- 2 公共の用に供する国有地が、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)に基づく埋立に関する工事の施行により不用となった場合において、これらを同法第25条の規定に基づき、埋立免許を受けた者へ下付する場合。
- 3 国土交通省所管の公共用財産を、下水道法(昭和33年法律第79号)に規定する公共下水道又は都市下水路の用に供するため用途廃止した場合において、これらを同法第36条の規定により、公共下水道管理者又は都市下水路管理者である地方公共団体に譲与する場合。
- 4 国土交通省所管の公共用財産を、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する都道府県道及び市町村道の用に供するため用途廃止した場合において、これらを同法第90条第2項の規定により、当該道路の管理者である地方公共団体へ無償で貸付け又は譲与する場合。
- 5 道路法施行の際、現に旧道路法の規定による府県道、市道又は町村道の用に供されていた国有地(一般会計に属するものに限る。)で、道路法施行法(昭和27年法律第181号)第5条の規定により都道府県道又は市町村道として当該道路の管理者に無償で貸し付けられたものとみなされた財産。